

## 鶴岡市立荘内病院ホームページ広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鶴岡市立荘内病院広告掲載要綱(以下「要綱」という。)に基づき、鶴岡市病院事業管理者(以下「管理者という。)」が管理する鶴岡市立荘内病院ホームページ(以下「当院ホームページ」という。)への広告の掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 広告の種類は、広告主(広告の掲載の決定を受けた者をいう。以下同じ。)の指定するホームページ等にリンクするバナー広告とする。

(広告の掲載ページ)

第3条 広告を掲載するページは、当院ホームページのトップページとする。

(広告掲載の基準)

第4条 要綱第3条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しない。

- (1)閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの
- (2)当院の情報と錯誤するおそれがあるもの
- (3)閲覧者の意思に反した動きをするおそれがあるもの

2 広告を掲載しようとする者は、その指定するリンク先のホームページ等の内容について、前項及び要綱第3条に規定する基準を満たさなければならない。

(広告等の修正)

第5条 管理者は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容が前条及び要綱第3条に規定する基準に違反している場合は、広告主に対して修正を求めるものとする。

(広告の枠数、広告掲載料及び規格)

第6条 掲載する広告の枠数、広告掲載料及び1枠当たりの規格は、次のとおりとする。

|       |  |
|-------|--|
| 枠数    | 最大 20 枠  |
| 広告掲載料 | 1枠当たり 10,000 円/月   |
| 規格    | サイズ 横 200 ピクセル×縦 80 ピクセル<br>形式 PNG、GIF(アニメーションは不可)、JPEG のいずれか<br>容量 60 キロバイト以下 |

(広告の掲載期間)

第7条 広告の掲載の期間は、原則として月の初日から末日までの1月を単位とし、1回の申込みにつき12月を上限とする。ただし、月の初日又は末日が次の各号のいずれかに該当する場合は、掲載始期又は終期を、その日後においてその日に最も近い当該各号に定める日以外の日

とする。

- (1)土曜日、日曜日又は国民の祝日
- (2)12月29日から翌年の1月3日までの日

(広告掲載の申込み)

第8条 要綱第6条の規定による広告掲載の申込みは、掲載しようとする期間の初日の1月前までの日に行うものとする。

2 掲載期間を延長する場合、再度の申込みを行うものとする。

(広告主の届出義務)

第9条 広告主は、広告が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

- (1)リンク先ホームページ等のURLを変更するとき。
- (2)リンク先ホームページ等の内容を大幅に変更するとき。
- (3)リンク先ホームページ等に障害等が発生したとき。
- (4)広告主の名称、所在地、連絡先又は代表者を変更するとき。
- (5)広告主、広告の内容等が、第4条及び要綱第3条に規定する基準に抵触することとなったとき。

(広告掲載料の還付)

第10条 管理者は、広告主の責に帰さない理由により広告を掲載できなかった期間(以下「不掲載期間」という。)があった場合は、不掲載期間に応じた額を広告主に還付する。この場合において、不掲載期間に1月未満の端数があったときは日割りで算定するものとする。

2 前項の日割りの計算においては、24時間を1日と算定し24時間未満の時間についてはこれを切り捨てるものとする。

3 第1項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告の変更)

第11条 広告主は、管理者にあらかじめ協議したうえで、1月を単位として広告の内容を変更することができる。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。